

28 介護第 809 号  
平成 28 年 6 月 16 日

指定（介護予防）訪問介護事業者 様  
指定（介護予防）通所介護事業者 様

高知市介護保険課長 川 村 弘

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う申請等の取扱いについて（通知）

日頃は本市介護保険行政及び高齢者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。  
本市では、平成 28 年 10 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始します。

つきましては、これに伴う第 1 号訪問事業又は第 1 号通所事業（以下「第 1 号事業」という。）の申請等の取扱いについて、下記のとおりとしたので通知いたします。

## 記

### 1 新規指定申請

#### (1) （介護予防）訪問介護又は（介護予防）通所介護と同時に第 1 号事業の新規指定申請を行う場合

- ・ 指定予定日の約 2 か月前（例：平成 28 年 10 月 1 日の指定予定であれば、平成 28 年 7 月末。）までに、申請を行ってください。
- ・ 審査終了後、指定前月末に事業所あてに「介護予防）訪問介護又は（介護予防）通所介護（以下「介護サービス事業」という。）」と「第 1 号事業」に係る 2 種類の指定通知書を送付予定です。

#### (2) 第 1 号事業単独で新規指定申請を行う場合（既に介護サービス事業で指定を受けている事業者が、第 1 号事業の新規指定申請を行う場合を含む。）

- ・ 指定予定日の約 2 か月前（例：平成 28 年 10 月 1 日の指定予定であれば、平成 28 年 7 月末。）までに、申請を行ってください。
- ・ 審査終了後、指定日前月末に事業所あてに「第 1 号事業」に係る指定通知書を送付予定です。

(注) 平成 27 年 4 月 1 日以降に新規に指定を受けた指定（介護予防）訪問介護事業者及び指定（介護予防）通所介護事業者は、第 1 号事業のみなし指定の適用を受けません。このため、平成 28 年 10 月以降に第 1 号事業を開始しようとする場合、新たに第 1 号事業の指定を受ける必要があります。この場合、指定申請時の必要書類として、「第 1 号事業を実施する」旨が記載されている定款の写しが必要となりますが、定款の変更が必要で、申請時にその変更が間に合わない場合は、「定款変更の承認を受けた旨の記載がある理事会等の議事録」等を添付することで、指定申請をすることができます。

なお、平成 28 年 10 月 1 日までに第 1 号事業の指定を受けていない事業者は、介護保険証の有効期間の始期が平成 28 年 10 月 1 日以降の要支援者及び事業対象者に対してサービスを提供することができなくなりますのでご注意ください。

## 2 変更届

- ・ 原則として変更があった日から 10 日以内に届け出てください。
- ・ 第 1 号事業の変更事項を介護サービス事業の変更事項と同時に届け出ようとする場合は、介護サービス事業とは別に第 1 号事業の届出に要する書類を一式用意したうえで届け出てください。(重複する書類については、一部で構いません。)

## 3 加算届

- ・ 届出日の期限は、算定開始月の前月 15 日までです。

(注) 介護サービス事業を実施しているみなし指定の適用を受けている介護サービス事業者が、平成 28 年 10 月から新たな加算を希望する場合は、介護サービス事業だけでなく、第 1 号事業に係る届出も必要になります。このため、介護サービス事業に係る加算の届出に併せて、第 1 号事業の加算についても、届出に要する書類を一式用意したうえで、平成 28 年 9 月 15 日までに届け出てください。(重複する書類については、一部で構いません。)

なお、加算を取りやめる場合は、速やかに届け出てください。

## 4 廃止・休止・再開届

- ・ みなし指定の適用を受けた(介護予防)訪問介護事業者又は(介護予防)通所介護事業者が、平成 28 年 10 月以降に廃止、休止又は再開をする場合は、介護サービス事業の届出と併せて、第 1 号事業の廃止、休止又は再開の届出に要する書類一式により届け出てください。(重複する書類については、一部で構いません。)
- ・ みなし指定が適用されていない事業者については、新たに第 1 号事業者の指定を受けていなければ、第 1 号事業としての廃止、休止又は再開に関する届出は必要ありません。

## 5 第 1 号事業(総合事業)の申請様式等について

- ・ 平成 28 年 10 月以降に人員等の変更や新たに加算を取得する場合は、介護サービス事業と第 1 号事業との両方の届出が必要となります。(重複する書類については、一部で構いません。)
- ・ 第 1 号事業の様式は、以下のページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/130/sougoujigyou.html> 【6 月 17 日から】

※ 上記で説明した申請等の取扱いについては、平成 28 年 5 月 30 日に開催した事業者説明会において説明した内容です。総合事業の開始は、平成 28 年 10 月 1 日ですが、平成 28 年 10 月から新たな加算を追加するみなし指定の適用を受けた事業者については、総合事業開始前に届出が必要となりますので、再度確認をしてください。

(問合せ先) 高知市健康福祉部介護保険課 事業係  
TEL 088-823-9972  
FAX 088-824-8390